

## 山口県表示適正事業所認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口県食の安心・安全推進条例（以下「条例」という。）第12条及び第13条に規定する食品表示の適正化を推進するため、事業所における食品表示に係る管理の体制に関する基準（以下「管理体制基準」という。）を定めるとともに、表示適正事業所認定制度の実施に係る必要な事項を定めるものとする。

### (管理体制の基準)

第2条 管理体制基準は、次の各号に掲げる事項を基本として別に定める。

- (1) 山口県食品表示責任者制度実施要綱による食品表示責任者を設置していること。
- (2) 仕入、製造、出荷の各段階で、管理体制が確立していること。
- (3) 不適正表示が判明した場合の対応方法が確立していること。
- (4) 未出荷品、回収品等の取扱基準が確立していること。
- (5) 定期的な自己チェックの体制が確立していること。
- (6) 消費者への情報提供や、苦情処理の体制が確立していること。

### (認定)

第3条 食品関連事業者（条例第2条第3項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）は、管理体制基準に適合する事業所（山口県の区域内にあるものに限る。）について、表示適正事業所として知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定の申請は、認定を受けようとする事業所ごとに別記第1号様式の申請書を知事に提出してしなければならない。

### (欠格要件)

第4条 第16条の規定により認定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない食品関連事業者は、認定の申請をすることができない。

### (認定の審査)

第5条 知事は、第3条第2項の規定に基づく認定の申請があったときは、当該申請に係る事業所について調査の上、審査するものとする。

2 知事は、前項の審査において、管理体制基準に適合すると認めるときは、当該事業所を認定するものとする。

3 知事は、第1項の審査において必要があると認めるときは、関係者に意見を求めることができる。

(認定証等の交付)

第6条 知事は、前条第2項の規定により認定したときは、申請者に対し、当該認定に係る別記第2号様式の認定証及び表示適正事業所に掲示するためのステッカーを交付するものとする。

(不認定の通知)

第7条 知事は、第5条第1項の審査において、申請に係る事業所が、管理体制基準に適合していないと認めるときは、申請者に対して別記第3号様式により、その旨を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

(表示適正事業所の公表)

第9条 知事は、表示適正事業所の名称、所在地等を公表するものとする。

(表示適正事業所であることの掲示等)

第10条 認定を受けた食品関連事業者（以下「認定事業者」という。）は、表示適正事業所であることを表示適正事業所の店頭に掲示するなどの広告をすることができる。ただし、個々の商品に表示することはできない。

2 前項の掲示は、消費者や取引先等に対して、本認定制度の趣旨について誤認を与えることのないよう適切な方法で行なうものとする。

(認定の更新申請)

第11条 認定事業者が、認定の有効期間満了に際し引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間が満了する日の1か月前までに、当該表示適正事業所について別記第1号様式の申請書により、知事に申請しなければならない。

2 第5条から第8条までの規定は、前項の申請について準用する。

3 第1項の申請があった場合において、第8条に規定する有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(認定事項の変更の届出)

第12条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、別記第4号様式の届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 認定事業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 認定事業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 表示適正事業所の名称
- (4) 食品表示責任者の氏名

2 前項第1号から第3号までの規定に該当する事項の変更にあっては、前項に規定する書類のほか認定証を併せて提出するものとする。

(認定証の再交付)

第13条 認定事業者は、交付された認定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、別記第5号様式の申請書により、知事に再交付の申請をすることができる。この場合において、再交付の申請が認定証の破損又は汚損によるものであるときは、当該認定証を添付しなければならない。

2 前項の規定により再交付を受けた認定事業者は、亡失した認定証を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

(廃止の届出)

第14条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第6号様式の届出書に認定証及びステッカーを添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 自ら認定を辞退しようとするとき
- (2) 認定を受けた事業所を廃止したとき
- (3) 認定を受けた事業所に係る事業を廃止したとき

(事業所への立入、報告等)

第15条 認定事業者は、毎年1回、表示適正事業所ごとに、別記第7号様式により、現況を知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、その職員に、表示適正事業所に立ち入り、その現況について、調査させることができる。

3 知事は、前項の規定による調査の結果、本認定制度の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、認定事業者に対し、必要な改善措置をとるよう指示するものとする。

(認定の取消)

第16条 知事は、認定事業者又は表示適正事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって認定を受けたとき
- (2) 前条第3項の指示に従わないとき
- (3) 認定事業者が、食品表示法、食品衛生法、健康増進法又は不当景品類及び不当表示防止法に基づく処分又は指示を受けたとき
- (4) その他認定事業者による法令の違反等、認定がふさわしくないと認められるとき

2 知事は、前項の規定により認定の取り消しを決定したときは、当該事業者に対し別記第8号様式の認定取消通知書を交付するものとする。

3 認定事業者が第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに別

記第9号様式の返納書により、認定証及びステッカーを知事に返納しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。